

同意書について

神戸家庭裁判所

神戸家庭裁判所管内支部、出張所

今回の申立てについては、周囲の親族の方々には、相談をされていることと思います。

後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）による後見等の事務の実施にあたり、親族の方々にも成年後見制度について理解していただき、その上で協力していただくことは、円滑に後見等の事務を行っていくためには不可欠です。また、親族の方々の中には、本人と同居しているかどうかを問わず、本人の財産について利害関係を有している方もいらっしゃいます。

そこで、家庭裁判所では、少なくとも、本人の推定相続人の方からの同意を得ていただくことを原則とする扱いとしています。同意を得ていただく親族は、下記のとおりです（ただし、後日、追加して同意書を提出していただくことがあります。）。

いろいろな事情もありませんかと思いますが、同意書につきましては、反対をしている方には必ずしも提出していただく必要はありませんが、意思表示ができて、賛成をしてくださっている方からは提出してもらってください。

もっとも、反対をしている方の中には、後見人等が、本人の財産を恣意的に処分できるかのように誤解をしておられる場合があります。そのような誤解に基づいて反対をしている方に対しては、後見人等は、本人の身上についての配慮をしながら、あくまでも本人のために、本人の財産管理をするものであることを説明していただいて、同意書を提出してもらえよう、努力をなさってみてください。

親族が遠方に住んでおられる場合、早めに準備していただき、他の申立て書類とともに、申立ての際に提出してください。

なお、同意書とその記載例につきましては、必要な人数分だけコピーを取ってご利用ください。

以上、どうぞよろしくご協力ください。

記

同意書を得ていただく親族について

- 1 本人の配偶者・本人の子ども
- 2 （本人に子どもがない場合）本人の配偶者と本人の親
- 3 （本人に子ども・親ともいない場合）本人の配偶者と本人の兄弟姉妹

※本人の兄弟姉妹で亡くなっている場合、その子（本人のおい・めい）

同意書

1 申立人_____申立てによる本人_____
についての後見等開始事件につき、本人_____に後見等
が開始され、後見人等に_____が就任することに同意し
ます。

2 後見人等候補者による適切な後見等事務の実施に配慮し、協力します。

平成 年 月 日

住所_____

氏名_____ 印（自署）

電話番号_____

（携帯電話）_____

—この同意書にご記入いただくご親族の方々に—

この同意書は申立人からの成年後見制度に関する申立てを受理するにあたり、近い親族の方々からの提出をお願いしているものです。

後見人等は、本人の心身の状態及び生活状況に配慮しながら、あくまで、本人のためにその財産を管理（財産の取得、処分、支出など）するものであり、本人の財産を恣意的に処分等できる立場にはありません（なお、本人の同意による財産管理についての代理権のない保佐人・補助人には、法的な財産管理権限がありません。）。

したがって、後見人等が円滑に後見等の事務を実施していくためには、一定の親族の方々にも、この制度について理解していただき、その上で、後見等事務や本人について、ご配慮やご協力をいただくことが必要な場合もあるかと思えます。

いろいろご事情もおありかと思いますので、この同意書は、こうした点について賛同いただける親族の方々から、申立人を通じて家庭裁判所に提出をお願いするものです。

なお、同意書の内容につきましては、後日、裁判所から電話で確認をさせていただく場合や、改めて、書面で確認させていただく場合があることをご了承ください。

また、最終的な家庭裁判所の判断として、別の後見人等が選任されることもありますので、その点につきましてもご了解いただきますようお願いいたします。

神戸家庭裁判所

神戸家庭裁判所管内支部、出張所

同意書

1 申立人 神戸花子 申立てによる本人 神戸太郎 についての後見等開始事件につき、本人 神戸太郎 に後見等が開始され、後見人等に 神戸冬子 が就任することに同意します。

2 後見人等候補者による適切な後見等事務の実施に配慮し、協力します。

平成 **28** 年 **3** 月 **15** 日

住所 大阪市〇〇区〇〇町1-2-3

氏名 神戸夏子 印 (自署)

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(携帯電話) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

—この同意書にご記入いただくご親族の方々に—

この同意書は申立人からの成年後見制度に関する申立てを受理するにあたり、近い親族の方々からの提出をお願いしているものです。

後見人等は、本人の心身の状態及び生活状況に配慮しながら、あくまで、本人のためにその財産を管理（財産の取得、処分、支出など）するものであり、本人の財産を恣意的に処分等できる立場にはありません（なお、本人の同意による財産管理についての代理権のない保佐人・補助人には、法的な財産管理権限がありません。）。

したがって、後見人等が円滑に後見等の事務を実施していくためには、一定の親族の方々にも、この制度について理解していただき、その上で、後見等事務や本人について、ご配慮やご協力をいただくことが必要な場合もあるかと思います。

いろいろご事情もおありかと思いますので、この同意書は、こうした点について賛同いただける親族の方々から、申立人を通じて家庭裁判所に提出をお願いするものです。

なお、同意書の内容につきましては、後日、裁判所から電話で確認をさせていただく場合や、改めて、書面で確認させていただく場合があることをご了承ください。

また、最終的な家庭裁判所の判断として、別の後見人等が選任されることもありますので、その点につきましてもご了解いただきますようお願いいたします。

神戸家庭裁判所

神戸家庭裁判所管内支部、出張所